

教育訓練給付金を活用しよう①

教育訓練給付金とは

雇用の安定や、速やかな再就職の促進、キャリア形成に資するため、一定の要件を満たした雇用保険被保険者や被保険者であった人が、厚生労働大臣が指定した教育訓練の中から本人が選び受講を修了した場合に一定額を支給してもらえらるというありがたい制度です。（どの教育訓練でも受けられるわけではないので注意です(;´・ω・)）

誰が受けることができるの？



- ① 雇用保険の一般被保険者 or 高年齢被保険者（**就職している者も OK**）
 - ・ 被保険者であった期間（支給要件期間といいます）が**3年以上**の場合
 - ・ 初めて教育訓練給付を受ける場合は支給要件期間が**1年以上**（**専門実践職教育訓練給付の場合は2年**）の場合
- ② 雇用保険の被保険者であった人（**退職した人も OK**）
 - ・ ①の要件を満たした人が退職した場合、**受講開始日が退職日の翌日から1年以内**の場合
（1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより引き続き30日以上教育訓練を受けることができない場合は最大20年以内の期間で延長が可能です。）

給付金の計算方法は？

基本的な計算方法は、**受講のために支払った費用の額 × 支給率** です。

支給のために支払った費用

入学金や受講料です。交通費やテストの受験料は含みません。

支給率

20%~70%の範囲内で各コースによって異なります。詳細は後述します。

コース

教育訓練給付の対象教育訓練

一般教育訓練

特定一般教育訓練

専門実践教育訓練

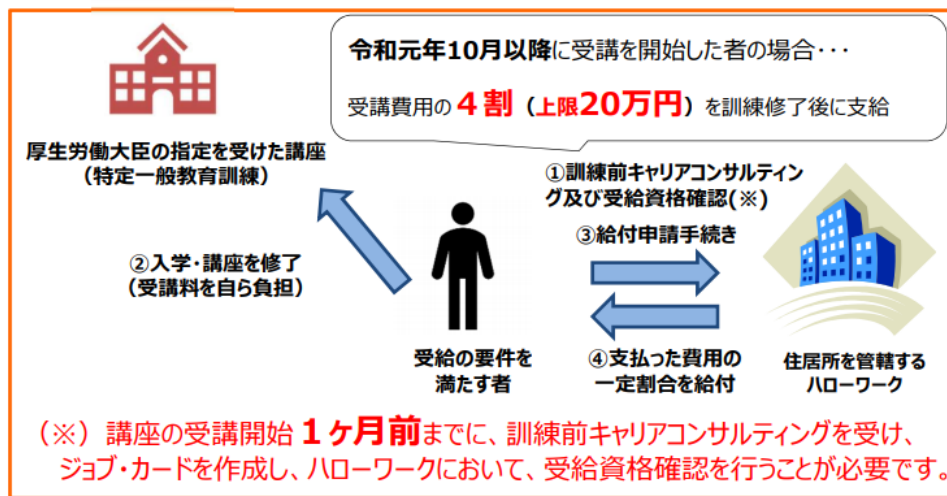
 **New**

① 一般教育訓

内容	<ul style="list-style-type: none"> 機械運転関係、情報関係、医療社会福祉関係、事務関係、技能検定等、専門的サービス関係、営業・サービス・販売関係など 約 12,500 講座 スクールや通信教育など様々な種類の教育が対象となっています。
支給率	20%
上限金額	10 万円

② 特定一般教育訓練 **NEW!!**

内容	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定するもの 介護関係、専門的サービス関係、機械運転関係など 約 150 講座 講座の受講開始 1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングと受給資格確認が必要です
支給率	40%
上限金額	20 万円



③ 専門実践教育訓練

内容	<ul style="list-style-type: none"> 看護師・介護福祉士など業務・名称独占資格を目標とするもの 専修学校の職業実践専門課程 (簿記・経理) 専門職学位課程 (MBA など) 約 2,100 講座 特に専門的で長期的な教育を必要とする者
支給率	50% ただし訓練支給後 1年以内に資格取得と就職した場合は 20%追加支給
上限金額	1年あたり 40万円 が上限(6ヶ月ごとに支給) 教育訓練を開始した日から 10年の期間のうちで最大 120万円 (訓練支給後 1年以内に資格取得と就職した場合は 168万円)